

# 肥料販売業者の皆さまへ

群馬県農政部技術支援課

肥料販売業務に当たっては、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）を遵守し、適切に行ってくださいようお願いいたします。

## 1 帳簿の備え付け（肥料の品質の確保等に関する法律第27条関係）

販売事業場に帳簿を備え、肥料を購入し、販売した場合（消費者への販売は含みません）は、その都度、肥料の名称<sup>※1</sup>、肥料の数量、販売の年月日及び相手方の氏名又は名称を記載してください。

また、帳簿は2年間保存してください。

※1：「肥料の名称」とは、法に基づく登録（仮登録）を受けた肥料の名称や届出された肥料の名称をいいます。通称名（いわゆるペットネーム）のみで管理することは法に違反します。通称名を記載する場合は、必ず登録（仮登録）を受けた肥料の名称や届出された肥料の名称を併記してください。

## 2 届出事項に変更を生じた場合又は販売業務を廃止した場合（肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項）

変更または廃止の日から2週間以内に届出をしてください。

< 届出が必要な変更事項 >

- ・氏名又は住所（法人にあっては、①その名称、②代表者の氏名又は③主たる事務所の所在地）
- ・販売業務を行う事業場の所在地
- ・販売業務を行う事業場の追加又は閉鎖
- ・群馬県内にある保管する施設の所在地
- ・群馬県内にある保管する施設の追加又は閉鎖

## 3 立入検査の実施（肥料の品質の確保等に関する法律第30条関係）

販売事業場への立入検査が実施されることがあります。

## 4 業務に関する報告（肥料の品質の確保等に関する法律第29条関係）

販売数量等の調査が実施されることがあります。

## ◆届出書について

### 1 届出書の様式について

販売事業場の所在地を管轄する農業事務所または県庁技術支援課にお問い合わせください。

なお、「肥料販売業務開始届出事項変更届出書」及び「肥料販売業務廃止届出書」の様式は、県ホームページからもダウンロードできます（Word版、PDF版）。

<http://www.pref.gunma.jp/06/f0900062.html>（肥料の販売について）

### 2 届出書の提出先

販売事業場が所在する市町村（農政担当課）※<sup>2</sup>

※<sup>2</sup>：チェーン店等、販売事業場が複数の市町村にまたがる事業者の場合は、県庁技術支援課に直接書類を提出してください。

### 3 提出部数

#### (1) 変更届出書の場合

- ・肥料販売業務開始届出事項変更届出書……正副2部（2部とも押印が必要です）
- ・添付資料……………各1部

氏名・住所の変更……………住民票（個人の場合）、登記簿謄本（法人の場合）  
販売事業場の所在地の変更……………位置図  
販売事業場の追加……………位置図、取り扱う肥料の一覧  
販売事業場の閉鎖……………不要  
保管施設の所在地の変更……………位置図  
保管施設の追加……………位置図  
保管施設の閉鎖……………不要

#### (2) 廃止届出書の場合

- ・肥料販売業務廃止届出書……………正副2部

## ●お問い合わせ先

- ・中部農業事務所 農業振興課 ☎027-233-2011（代）
- ・西部農業事務所 農業振興課 ☎027-322-0539（代）
- ・吾妻農業事務所 農業振興課 ☎0279-75-2311（代）
- ・利根沼田農業事務所 農業振興課 ☎0278-23-0188（代）
- ・東部農業事務所 農業振興課 ☎0276-31-3824（代）
- ・県庁 農政部 技術支援課 ☎027-226-3036（直通）

○肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） — 抜粋 —

（販売業務についての届出）

第二十三条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 販売業務を行う事業場の所在地
  - 三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地
- 2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

（帳簿の備付）

第二十七条 肥料の生産業者は、その生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、毎日、その名称及び数量を記載しなければならない。

- 2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、輸入し、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならない。
- 3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。

（罰則）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条の二、第二十二条、**第二十三条**又は第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 （略）

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一～三 （略）
- 四 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、記載をせず、又は虚偽の記載をした者
- 五～七 （略）